

京都市消防局告示第2号

平成4年9月1日京都市消防局告示第5号（京都市火災予防条例第54条の4の規定に基づく喫煙等の制限区域の指定）の一部を次のように改めます。

平成30年4月13日

京都市消防局長 荒木 俊晴

喫煙又はたき火その他の裸火の使用を制限する区域の表三宅八幡神社の項中「神楽殿内部」を「絵馬資料館内部」に改め、同表極楽寺の項中

「

本 堂 内 部

」を「

本 堂 内 部
本 堂 付 近

」に改め、同表泉涌寺の項

中「収蔵庫内部」を「宝物館内」に改め、同表正伝永源院の項の次に次の1項を加える。

「

久 昌 院	東山区大和大路通四条下る四丁目 小松町597番地	境 内 全 域
-------	-----------------------------	---------

」

喫煙又はたき火その他の裸火の使用を制限する区域の表燕庵の項中「北小路上る」を「正面下る」に改め、同表白山神社の項中「境内全域」を「境内全域（指定喫煙所を除く。）」に改め、同表大原野神社の項中

「

玉垣に囲まれた区域

」を「

玉垣に囲まれた区域
撰社若宮社付近

」に改める。

(消防局予防部予防課)